

平成 22 年 5 月 31 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月から同〇年〇月までの期間（以下「本件係争期間」という。）について、国民年金の保険料（以下、単に「保険料」という。）の全額の納付を要しないものとする旨の裁決を求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日（受付）、〇〇社会保険事務所長（以下「事務所長」という。）に対し、同〇年〇月から同〇年〇月までの期間（以下「本件請求期間」という。）について請求人が保険料の全額の納付を要しないものとする（以下、これを保険料の「全額免除」という。）旨の処分を申請した。なお、請求人は、その際、全額免除が認められない場合は、保険料の 4 分の 3 を納付することを要しないものとする（以下、これを保険料の「4 分の 3 免除」という。）旨の、4 分の 3 免除が認められない場合は、保険料の半額を納付することを要しないものとする（以下、これを保険料の「半額免除」という。）旨の、半額免除が認められない場合は、保険料の 4 分の 1 を納付することを要しないものとする（以下、これを保険料の「4 分の 1 免除」という。）旨の、それぞれの処分を予備的に申請した。

請求人の申請内容は上記に記載したとおりであるが、同人は本件請求期間のうち平成〇年〇月から同〇年〇月までの期間（以下「本件前納期間」という。）の保険料を既に平成〇年〇月〇日に前納していたので、国民年金法（以下「法」という。）第90条第1項及び第90条の2第1項ないし第3項の規定により、その期間は本来、全額免除等の申請の対象期間とはならないものであった。

2 事務所長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間につき、保険料の全額免除、4分の3免除、半額免除及び4分の1免除（以下、これらの免除を総称して「保険料免除」という。）に係る上記申請は、基準に該当しないため却下する旨の処分（以下「先行処分」という。）をした。

3 請求人は、先行処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の理由は、再審査請求書に「審査請求の趣旨及び理由と同じ。」とあるので、審査請求書の「審査請求の趣旨および理由」欄に記載の部分をそのまま掲記すれば、次のとおりである。

「略」

4 再審査請求後の平成〇年〇月〇日付で、事務所長は、先行処分を、本件係争期間に係る保険料免除申請は、基準に該当しないため却下する旨の処分（以下「原処分」という。）に「差し替え」、その旨請求人に対し説明をした。本件において審理の対象となる処分は、先行処分が「差し替え」られた原処分である。

### 第3 問題点

1 本件において、事務所長は、先行処分を原処分に「差し替え」としているが、先行処分と原処分では保険料免除申請を認めないとした期間が

異なり、単なる処分理由の変更ではなく、別個の処分であるので、それに対する不服申立て手続も別個に行われるべきであり、安易に手続を転用することは請求人の審級の利益を奪うことではないかとの疑問が生じ得る。

2 しかし、本件において、先行処分は請求人が本件前納期間の保険料を前納していることを事務所長が見逃したことによりなされたものであり、法の規定に従えば、先行処分時点で原処分がなされるべきであったことは明らかである。また、本件の場合、請求人が本件前納期間についても免除を求め、当該前納保険料の還付を得ようとしていることも窺われな。そうであるのであれば、本件の場合、訴訟の経済の観点から、本件再審査請求は原処分を対象としたものと取り扱うのが相当である。

3 そうすると、本件の問題点は、法その他の関係法令に定める保険料免除に関する所得額の基準及び後記第5の2の(3)及び(4)のいわゆる特例免除基準に照らし、原処分が妥当と認められるかどうかということである。

#### 第4 審査資料

「略」

#### 第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 法第90条の2第3項第1号並びに国民年金法施行令（以下「国年令」という。）第6条の9の2、第6条の10及び第6条の12並びに規則第77条の2によれば、被保険者本人、配偶者及び世帯主のいずれについても、その前年（ただし、1月から6月までの保険料については前々年。以下同じ。）の所得額（医療費控除額、社会保険料控除額等を控除した、国年令第6条の10及び第6条の12の規定により算

定されるもの。以下「4分の1免除所得額」という。)が、158万円に扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が老人扶養親族等である場合は48万円、当該扶養親族等が特定扶養親族である場合は63万円)を加算した額(以下「4分の1免除基準額」という。)以下であるときは、社会保険事務所長(国年令第2条参照。ただし、原処分当時)は、社会保険庁長官の指定する期間(平成17年社会保険庁告示第18号参照。ただし、原処分当時)に係る保険料につき、その4分の1を免除することができる。前記1の(1)によれば、請求人は老人扶養親族等が1名いる世帯の世帯主であるから、4分の1免除基準額は請求人につき206万円である。

- (2) 請求人の前年(平成〇年)の4分の1免除所得額は、〇万〇円であり、4分の1免除基準額以下ではない。また、請求人がそれより一層厳しい半額免除、4分の3免除又は全額免除の免除基準を満たしていないことはいうまでもない。
- (3) 法第90条第1項第5号及び第90条の2第1項ないし第3項の各第3号は、「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由」と規定し、当該事由が認められるときは、全額免除以下の各免除が認められることとされているところ、請求人は、上記規定に該当することを示すものとして、資料4を提出している。しかし、上記厚生労働省令である規則第77条の7第2号が規定する「申請のあった日の属する年度又はその前年度において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき」とは、前記1の(4)に記載したように、文理上、保険料免除等申請日の属する年度又はその前年度において失業したことを要すると解するのが相当であり、資料4は請求人が失業したことを明らかにするものではあるが、保険料免除等申請日の属する年度又はその前年度に失業したことを示

すものではないから、請求人が前記法令に規定する、失業に関する、いわゆる特例免除基準に該当すると認めることはできない。

- (4) 請求人は、Aの介護・入院により就職・生活が困難であったことをしんしゃくして保険料免除を認めてほしいと主張しており、そうした事情・状況にあったことは肯認できるにしても、それが直ちに他の特例免除基準を満たしているということにはならない。

すなわち、特例免除基準については、法第90条第1項第5号で「天災その他の厚生労働省令で定める事由」を規定し、それを承けた規則第77条の7の第1号及び第2号が、当該申請のあった日の属する年度又はその前年度における、納付義務者の財産に多大の損害を与える震災等及び納付義務者の所得を大幅に減ずることになる失業を規定していることから、規則第77条の7の第3号に規定する「その他前2号に掲げる事由に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき」がこれに類するものを意味していることは明らかである。すなわち、それらは、前年又は前々年の納付義務者の所得（法第90条第1項第1号）で納付義務者の保険料支払能力を判断することが相当ではない、納付義務者の急激な支出増又は所得減により保険料納付が困難となった場合、例えば自営業者の廃業といった場合を想定して全額免除を認める趣旨のものであると解される。そうすると、請求人のように、肉親の介護・入院による生活困窮のような場合についても、それに当たるとまで解することは相当ではないといわざるを得ない。したがって、前記請求人主張は採用できない。

- (5) なお、本件のように年の前半の保険料免除申請については前々年の所得額がその可否の判断基準として用いられることから、規則第77条の7第2号で、判断基準たる所得額に反映されないその後の失業による所得額の大幅な減少に十分対処できなくなり、本件のような問題

が生じることは明らかである。そのため、このような場合に本来は失業の場合にはその適用が予定されていない規則第77条の7第3号の規定を用いて対処するという議論が考えられる。しかし、保険料免除に係る現行の法・政令・規則は、その政策的当否については大いに議論があるところであろうが、その制定の経緯からして最大限に外形的な基準を用いて、保険者の裁量の範囲を最小化するという思想に基づいて定められていることは明らかであるので、前記議論は採り得ない。

- (6) このほかに、本件係争期間につき請求人に対し保険料免除をすべき事由があることについての主張、立証はないから、本件の保険料免除申請には理由がなく、これを却下した原処分は妥当であり、取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。